

ファクシミリサービスご利用規定

福井銀行のファクシミリサービスの取扱いについては、次の要領でお取扱いください。

1. 私は貴行のファクシミリサービスご利用規定を承諾のうえ、ファクシミリサービスを申し込みます。本申込の後、貴行が承諾することにより契約が成立するものとします。
2. 振込等の連絡は、申込者指定の電話番号を呼出し、届出の暗証番号を使用した者を申込者とみなして行ってさしつかえありません。
なお、振込等連絡時の確認方法を「準備確認方式」で届出してある場合は、届出の電話番号先を申込者とみなし連絡を行ってさしつかえありません。
3. 照会については、貴行で受信した暗証番号・支店番号・科目コードおよび口座番号が、届出の暗証番号・支店番号・科目コードおよび口座番号と一致した場合には、送信者を申込者とみなし回答してさしつかえありません。
4. 振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更がある場合には、既に連絡または回答を受けた内容について、変更または取消しされてもさしつかえありません。
5. 取引手形が不渡りになった場合には、既に連絡または回答を受けた取立入金の内容について、取消しされてもさしつかえありません。
6. 通信混雑などによる電話の不通および機器障害ならびに天災地変その他やむを得ない事由により、連絡・回答が遅延したり中断・不能となることがあっても、異議を申し立てません。
7. 手数料およびこれに係わる消費税相当額は、申込者指定の手数料引落口座より、翌月10日（休日の場合は翌営業日）に、当座小切手の振出しまたは預金通帳、払戻請求書の提出によらず引き落してください。
8. このサービスは、貴行が必要と認める場合には、いつ解約されてもさしつかえありません。
9. この取扱いについて、かりに紛議が生じましても、貴行の責によるもの除き、貴行に迷惑をかけません。
10. この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および、変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、当行ウェブサイトの掲載または、店頭表示による公表、その他相当の方法で周知します。

以上